

法曹人口調査報告書 概要

需要

市民

- 弁護士に対する需要を有する市民層が一定程度存在（依頼を考えたが依頼しなかった層に含まれる。）
- 弁護士による対応が必要な法的需要となる分野の存在（高齢になり、財産を管理できなくなったとき〔高齢者の需要〕など）
- 弁護士へのアクセス改善による需要増加の可能性あり
- 社会の複雑化・紛争案件の複雑化に伴う専門家としての弁護士への需要増加の可能性あり
- 弁護士費用（事案により〔離婚など〕、弁護士費用を低くすると依頼意欲が高まる傾向）…基準の明確化と適切な情報開示が需要を高めるための課題

企業

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約63%/約32%〔大企業/中小企業〕。将来の利用増加との回答約59%/約34%〔同上〕。大企業ほど今後も弁護士に対する需要が増加する期待あり）
- 弁護士利用を希望する業務（契約書作成、コンプライアンスなど）について、需要が認められる可能性あり
- 法曹有資格者の採用状況はこの10年で10倍・1,100人以上まで増加。もっとも、大企業でも採用予定がないとの回答は約76%。企業内における法曹有資格者の活用の有効性の認知が必要。

自治体・国

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約58%。将来、利用が増加する（特に顧問弁護士）との回答約71%。）
- 法曹有資格者の採用状況は87人（平成27年3月）にとどまる。採用に消極的な回答も多い。
- 国の行政機関における弁護士在職者数の増加

裁判事件数

- 民事事件は減少傾向だが、過払金返還請求事件の影響を除くと、その程度は微減。契約に直接関連するものが減少、損害賠償に関連する事件（弁護士関与率が高い。）が増加。
- 刑事事件は減少傾向
- 家事事件は一部（家事審判事件）で増加傾向

法的需要への対応

供給

司法修習終了者の就業状況

- 司法修習終了直後の就業状況（裁判官92～101人、検察官72～82人、弁護士1,248～1,370人、修習終了時の弁護士未登録者546～570人）
- 修習終了から1年後の進路未定・不明者は30人程度
- 実際に就職の困難さが生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性

弁護士の実地修練・職務経験（OJT）

- 新規登録時の就業形態（勤務弁護士約76%、軒弁約7%、即独立4%）
- 実地修練ないし職務経験を積むための事件処理の指導機会（OJT）…こうした機会がある者は約85%。こうした機会の不足により困ったことがある者は、裁判手続の不備を生じたもの（約16%）を含めて約36%、困ったことがない者は約61%
- OJTの機会は重要であるが、望ましいOJTの確保を理由に新規法曹数を減少させるかについて検討の余地あり

弁護士の事件数、収入・所得

- 平成18～26年の取扱事件数の減少傾向（取扱事件の多い弁護士が減少。少ない弁護士が増加。）
- 平成18～26年の収入・所得の減少傾向（申告所得額500～1,000万円未満の者が最多。1,000万円以上の者が減少。1,000万円未満の者が増加。）

弁護士の活動領域（組織内弁護士の採用状況）

- 国・自治体・福祉、企業、海外展開の分野で活動領域を拡大させる取組（特に企業内弁護士の増加〔平成17年…68社123人→平成26年6月…619社1,179人〕）

司法アクセスの状況

- 弁護士数増加、日弁連ひまわり基金公設事務所、法テラス司法過疎地域対応事務所の設置
- 弁護士ゼロ・ワン地裁支部数の減少（平成5年7月…ゼロ・ワン24→平成26年10月…ゼロ・ワン1）

供給（新たな法曹）を生み出す

法曹養成課程

適性試験受験/法科大学院入学状況

- 適性試験受験者の減少（各年度平均約17%ずつ↓）
- 法科大学院入試受験者数・入学者数の減少（平成26年度受験者数10,267人、入学者数2,272人）。法学未修者の減少幅が大きい。

司法試験予備試験受験・合格状況

- 予備試験受験者数の増加（平成23年6,477人→平成26年10,347人）
- 最終合格者数の増加後、横ばい（平成23年116人→平成25年351人、平成26年356人）

司法試験受験・合格状況

- 司法試験の受験者数は、やや減少する傾向が見える（平成23年8,765人〔最大値〕、平成26年8,015人）。
- 司法試験の合格者数は、おおむね1,800～2,100人程度（平成26年は1,810人）。
- 法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少。合格率は平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年は低下（平成26年21.19%）。

司法修習生の採用・終了状況

- 新修習では、司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。
- 考試（二回試験）不合格者数は、新司法試験が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度。